

ファミリー・サポートセンター霧島のしくみ



援助をお願いしたいとき

- 1 「依頼会員」が援助をお願いしたいときは、センターへ申込みをします。
- 2 センターは、活動できる「提供会員」を紹介します。
- 3 センターは、「依頼会員」「提供会員」に連絡を取り、事前打ち合わせを行います。
- 4 援助活動は、事前打ち合わせの内容にそって行います。
- 5 「依頼会員」は、援助活動が終了したら「提供会員」が記入した報告書を確認した後、報酬を支払います。

※子どもを預かる場所は、原則として「提供会員」の家庭で行い、宿泊を伴う援助活動は行いません。

会員の条件

会員は登録制です

依頼会員 …子育ての援助をお願いしたい人

- 1 霧島市内に在住又は勤務の人
- 2 生後3ヶ月から小学6年生までのお子さんをお持ちの方
- 3 センターの実施する講習会を受けた人

提供会員 …子育ての援助をしたい人

- 1 霧島市内に在住で20歳以上の心身ともに健康な人
- 2 自宅で安全に子どもを預かれる人
- 3 センターの実施する講習会を受けた人

両方会員 …依頼会員、提供会員をかねる人

※ 入会金・年会費は無料、会員は事故に備え「ファミリー・サポート・センター補償保険」に自動的に加入します。(会員の負担はありません)

利用料金案内

1	月曜日～金曜日(祝日を除く) 7:00～19:00	1時間	600円
2	上記の時間外 土曜日・日曜日・祝日	1時間	700円

※ 交通費、食事代、おやつ代、おむつ代等は、利用会員が負担。